

令和5年度

第28回東松島市農業委員会総会議事録

令和5年9月25日

東松島市農業委員会

令和5年度第28回東松島市農業委員会総会議事録

日 時： 令和5年9月25日（月） 午後1時30分

場 所： 東松島市役所鳴瀬庁舎 3階 講義研修室

招集者： 東松島市農業委員会 会長 佐藤 栄 宏

議 事： 開 会

挨 拶

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告事項1 貸貸借等の合意解約について

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第6 議案第3号 農業振興地域の区域の変更について

日程第7 議案第4号 東松島農業振興地域整備計画の変更について

日程第8 議案第5号 農用地利用規定の認定に係る意見について

閉 会

出席委員（13名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1番	—	2番	鈴木 仁 逸	3番	佐藤 祥
4番	熊谷 奨	5番	阿部 喜生	6番	—
7番	小山 静子	8番	大山 道保	9番	浅野 喜代志
10番	—	11番	本田 幸男	12番	小岩 敏幸
13番	大崎 康	14番	川村 勝雄	15番	安倍 民夫
16番	佐藤 栄宏				

遅参委員 なし

欠席委員（3名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1番	門馬 宏之	6番	秋本 まゆみ	10番	安部 俊郎

出席事務局職員

事務局長 石 森 久 浩
 事務局長補佐兼農地係長 安 倍 浩 司

【 開 会 】

- 事務局長 : ただいまより、第28回東松島市農業委員会総会を開催いたします。
初めに、会長よりご挨拶を申し上げます。
- 佐藤栄宏会長 : - 会長挨拶 -
- 会長の動向報告 -
- 事務局長 : 議事の進行につきましては、東松島市農業委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり進めていただきます。
それでは会長、よろしく願いいたします。

【 議 事 】

- 議長（佐藤栄宏会長） : それでは、議事に入ります。
本日は、1番門馬宏之委員、6番秋本まゆみ委員、10番安部俊郎委員から欠席届が出されております。ただいまの出席委員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより第28回東松島市農業委員会総会を開会いたします。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであり、議事日程に従い、議事を進めてまいります。
- 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定に基づき、11番本田幸男委員、12番小岩敏幸委員のお二人を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 各委員 : （「異議なし」との声あり）
- 議長（佐藤栄宏会長） : 異議なしと認め、お二人を指名いたします。
日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- 各委員 : （「異議なし」との声あり）
- 議長（佐藤栄宏会長） : 異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。
日程第3、報告事項1 賃貸借等の合意解約について、事務局から説明願います。
- 事務局長 : 議案の1ページをご覧ください。合意解約の通知がありましたので、ご報告いたします。
野蒜字洲崎128-1、232㎡ 外 計3筆で2,666㎡、解約届出日は令和5年9月11日、贈与のため農地中間管理機構の賃借権の解約でございます。
以上となります。
- 議長（佐藤栄宏会長） : ただいまの報告について、ご質問ございませんか。
- 各委員 : （「なし」との声あり）
- 議長（佐藤栄宏会長） : 日程第4、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。その1を事務局から説明願います

○事務局長：議案の2ページをご覧ください。

その1、野蒜字洲崎128―1、232㎡ 外 計3筆で2,666㎡、贈与による所有権移転となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員4番 熊谷奨委員、聴き取り調査報告をお願いします。

○熊谷奨委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年9月23日。権利の種類は所有権移転。出し手の理由は贈与、受け手の理由は、受贈。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻の単一です。通作距離については約1.1km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田として利用です。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可することに決定します。

次に、その2を事務局から説明願います。

○事務局長： その2、赤井字川前四279―1、251㎡、売買による所有権移転となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員11番 本田幸男委員の聴き取り調査報告をお願いします。

○本田幸男委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年9月17日。権利の種類は、所有権移転。出し手の理由は規模縮小、受け手の理由は規模拡大。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、単一で露地野菜となります。通作距離については自宅前ですので約0.2km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、畑として利用しております。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その2を許可することに決定します。

次に、日程第5、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、上程いたします。事務局より説明願います。

○局長補佐： 議案の3ページをご覧ください。赤井字中二号39—19、332㎡、転用目的は農家住宅敷地、現在の利用状況は休耕中。所有権移転のための売買となります。

4ページが位置図となります。

赤井小学校の東側となり、農地区分は第1種農地となりますが、周辺に集落が形成されているということで、集落接続の日常生活に必要となるものということで、例外規定として宮城県の許可を得る予定となっております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員11番 本田幸男委員の聴き取り調査の報告をお願いします。

○本田幸男委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年9月17日。転用目的は、農家住宅敷地。転用目的実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件への支障はなし。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本案件を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本案件を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

次に、日程第6、議案第3号 農業振興地域の区域の変更について、及び日程第7、議案第4号 東松島農業振興地域整備計画の変更について、関連がありますので一括して上程いたします。

このことについては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則の規定に基づき、令和5年9月7日付け東松農水第954号、及び同日付け東松農水第955号により、東松島市長から農業委員会に対し意見を求められております。説明員として産業部農林水産課職員の出席を求めています。出席職員は職名及び氏名を述べてから内容の説明をお願いします。

○農林水産課職員：資料内容に基づき朗読説明する。

○議長（佐藤栄宏会長）：説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：質問なしと認め、採決いたします。農業振興地域の区域の変更について、及び東松島農業振興地域整備計画の変更について、を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：異議なしと認め、農業振興地域の区域の変更について、及び東松島農業振興地域整備計画の変更について、を原案のとおり承認することに決定します。

次に、日程第8、議案第5号 農用地利用規定の認定に係る意見について、上程いたします。

このことについては、令和5年9月13日付け東松農水第998号により、東松島市長から農業経営基盤強化促進法施行規則の規定により農業委員会に対し意見を求められております。説明員として産業部農林水産課職員の出席を求めています。出席職員は職名及び氏名を述べてから内容の説明をお願いします。

○農林水産課職員：資料内容に基づき朗読説明する。

○議長（佐藤栄宏会長）：説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：質問なしと認め、採決いたします。農用地利用規定の認定に係る意見について、を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：異議なしと認め、農用地利用規定の認定に係る意見について、を原案のとおり承認することに決定します。

【 閉 会 】

○議長（佐藤栄宏会長）：以上で本日付議された議案の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、第28回東松島市農業委員会総会を閉会といたします。

午後1時54分 閉会

以上の記録に相違ないことを証するため、東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定により署名する。

令和5年9月25日

東松島市農業委員会長 佐藤 栄宏

署名委員 11番 本田 幸男

署名委員 12番 小岩 敏幸